



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*15 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

○ 告示

1143 道路の区域変更 (道路保全課) 5

1144 道路の供用開始 (") 5

1145 " (") 5

1146 道路の区域変更 (") 6

1147 道路の位置の指定 (都市政策課) 6

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月18日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨時適性検査の通知等)</p> <p>第25条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める臨時適性検査通知書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合 <u>臨時適性検査通知書(別記様式第17号の4)</u></p>	<p>(臨時適性検査の通知等)</p> <p>第25条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める臨時適性検査通知書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合 <u>臨時適性検査通知書(別記様式第17号の4)</u></p>

別記様式第17号の4の3を次のように改める。

別記様式第17号の4の3(第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

和歌山県公安委員会



あなたは、下記の理由があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書(下記の理由に記載された疑われる事由に係る主治医(かかりつけ医)(認知症のおそれ(疑い)がある場合は、認知症の専門医又は下記の理由に記載された疑われる事由に係る主治医(かかりつけ医))が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び下記の理由に記載された疑われる事由に係る運転の可否に関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
が保留される
が取り消される
の効力が停止される
運転免許が保留される
こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows: 診断書の提出を命ずる理由, 診断書の提出期限, 診断書の提出先, 備考

※ この通知について、不明な点がある場合には、下記連絡先までお問い合わせください。

和歌山県警察本部
担当
電話

別記様式第19号の3を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村小又川字津越上エ409番1地先から同市龍神村小又川字下浦419番1地先まで	旧	4.20 } 30.20	149.80	
同上	新	11.80 } 31.20	149.80	

和歌山県告示第1144号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村小又川字津越上エ409番1地先から同市龍神村小又川字下浦419番1地先まで

供用開始の期日 令和4年10月18日

和歌山県告示第1145号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大附見老津停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町小河内字みゝど883番4地内

供用開始の期日 令和4年10月18日

和歌山県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高瀬古座停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町西向字カチ山26 6番4地内	旧	6.90 ） 7.00	12.80	
同上	新	7.10 ） 10.00	12.80	

和歌山県告示第1147号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3627	有田郡有田川町大字土生字池 下ノ段371番39	有田郡有田川町大字土 生371番地14 毛保真治	令和 4.9.29	4.20	27.65